



ARIB STD-B10

デジタル放送に使用する 番組配列情報

SERVICE INFORMATION FOR DIGITAL BROADCASTING SYSTEM

標準規格

ARIB STANDARD

ARIB STD-B10 5.12版

平成 9年 6月19日	1. 0策定
平成10年 7月21日	1. 1改定
平成11年 5月27日	1. 2改定
平成12年 6月20日	1. 3改定
平成13年 3月27日	2. 0改定
平成13年 5月31日	3. 0改定
平成13年 7月27日	3. 1改定
平成13年11月15日	3. 2改定
平成14年 1月24日	3. 3改定
平成14年 3月28日	3. 4改定
平成14年 7月25日	3. 5改定
平成15年 2月 6日	3. 6改定
平成15年 6月 5日	3. 7改定
平成16年 2月 5日	3. 8改定
平成16年 9月28日	3. 9改定
平成16年12月14日	4. 0改定
平成18年 3月14日	4. 1改定
平成18年 5月29日	4. 2改定
平成18年 9月28日	4. 3改定
平成19年 3月14日	4. 4改定
平成19年 9月26日	4. 5改定
平成20年 6月 6日	4. 6改定
平成21年 7月29日	4. 7改定
平成22年 4月26日	4. 8改定
平成23年 3月28日	4. 9改定
平成23年12月 6日	5. 0改定
平成24年 9月25日	5. 1改定
平成25年 7月 3日	5. 2改定
平成26年 3月18日	5. 3改定
平成26年 7月31日	5. 4改定
平成27年 7月 3日	5. 5改定
平成27年 9月30日	5. 6改定
平成27年12月 3日	5. 7改定
平成28年 3月25日	5. 8改定
平成28年 9月29日	5. 9改定
平成29年 3月24日	5. 10改定
平成29年 7月27日	5. 11改定
平成30年 4月12日	5. 12改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

ま え が き

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、デジタル放送に使用する番組配列情報について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格では、本標準規格に係わる必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係わる工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

ARIB STD-B10

別表 1

(第一号選択)

(なし)

別表 2

(第二号選択)

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
松下電器産業（株）	映像データ送信方法、映像データ送信装置、及び映像データ再生装置*2	特開平 9-327004 号	日本、米、英、独、仏、中国、韓国
	映像データ送信方法及び映像データ再生装置及び映像音声データ再生装置*2	特願平 9-45599 号	日本、米、英、独、仏、カナダ
	放送送信装置、放送受信装置及びこれらを用いた放送システム*3	特願平 10-127642 号	日本、米、英、独、仏、中国、韓国、台湾、オーストラリア、シンガポール
	放送局システム及び受信機 *3	特願平 10-195093 号	
パナソニック株式会社	ARIB STD-B10 5.4 版について包括確認書を提出*19		
(株) 次世代情報放送システム研究所 & 日本放送協会 (共同出願)	放送システム*1,*3	特開 2000-13755 号	日本
	デジタル放送の時刻同期方法、デジタル放送送出装置、デジタル放送受信装置、デジタル放送送受システム、及びデジタル放送のデータ構造*1,*3	特開 2000-4210 号	日本
(株) 次世代情報放送システム研究所	デジタル放送に用いられるインデックス情報サービス提供方法、デジタル放送送出装置、デジタル放送受信装置、及びデジタル放送のデータ構造*1	特開 2000-4427 号	日本
日本ビクター（株）	再生プロテクト方法及びプロテクト再生装置*4	特許第 2853727 号	日本、米国、独、英、仏、韓国、インド、中国
	情報記録方法及び情報記録媒体*4	特許第 3102416 号	日本
ソニー株式会社	デジタル放送送受信システム及びデジタル放送受信装置 *5	PCT/JP01/07317	日本、オーストラリア、ブラジル、中国、米国
	ARIB STD-B10 3.0 版について包括確認書を提出*5		
	ARIB STD-B10 3.1 版について包括確認書を提出*6		
	ARIB STD-B10 5.3 版について包括確認書を提出*18		
	ARIB STD-B10 5.4 版について包括確認書を提出*19		
三菱電機（株）	ARIB STD-B10 3.1 版について包括確認書を提出*6		
	ARIB STD-B10 4.1 版について包括確認書を提出*13		
(株) 東芝	デジタル放送の送信装置、その受信方法及び受信装置*7	特願 2000-054591	日本
モトローラ（株）	ARIB STD-B10 3.6 版について包括確認書を提出*8		

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
	ARIB STD-B10 3.8 版について包括確認書を提出*9		
	ARIB STD-B10 3.9 版について包括確認書を提出*10		
	ARIB STD-B10 4.0 版について包括確認書を提出*11		
日本フィリップス（株）	ARIB STD-B10 3.8 版について包括確認書を提出*9		
	ARIB STD-B10 3.9 版について包括確認書を提出*10		
	ARIB STD-B10 4.0 版について包括確認書を提出*12		
株式会社 NTT ドコモ	ARIB STD-B10 4.1 版について包括確認書を提出*13		
QUALCOMM Incorporated	Scheduled downloads: enabling background processes to receive broadcast data*15	JP 2010-528852	US 12/677,272; CN; EP; IN; KR; WO
	ARIB STD-B10 4.8 版について包括確認書を提出*14		
	ARIB STD-B10 4.9 版について包括確認書を提出*16		
	ARIB STD-B10 5.0 版について包括確認書を提出*17		

*1: ARIB STD-B10 1.0 版より有効

*2: ARIB STD-B10 1.1 版より有効

*3: ARIB STD-B10 1.2 版より有効

*4: ARIB STD-B10 1.3 版より有効

*5: ARIB STD-B10 3.0 版の改定部分に対して有効

*6: ARIB STD-B10 3.1 版の改定部分に対して有効

*7: ARIB STD-B10 3.4 版の改定部分に対して有効

*8: ARIB STD-B10 3.6 版の改定部分に対して有効

*9: ARIB STD-B10 3.8 版の改定部分に対して有効

*10: ARIB STD-B10 3.9 版の改定部分に対して有効

*11: ARIB STD-B10 4.0 版の改定部分に対して有効（平成 16 年 11 月 17 日受付）

*12: ARIB STD-B10 4.0 版の改定部分に対して有効（平成 16 年 12 月 7 日受付）

*13: ARIB STD-B10 4.1 版の改定部分に対して有効（平成 18 年 3 月 6 日受付）

*14: ARIB STD-B10 4.8 版の改定部分に対して有効（平成 22 年 4 月 21 日受付）

*15: ARIB STD-B10 4.8 版の改定部分について有効（平成 22 年 10 月 22 日受付）

*16: ARIB STD-B10 4.9 版の改定部分について有効（平成 23 年 3 月 18 日受付）

*17: ARIB STD-B10 5.0 版の改定部分について有効（平成 23 年 11 月 29 日受付）

*18: ARIB STD-B10 5.3 版の改定部分について有効（平成 26 年 3 月 11 日受付）

*19: ARIB STD-B10 5.4 版の改定部分について有効（平成 26 年 7 月 24 日受付）

総 合 目 次

まえがき

第 1 部

デジタル放送における番組配列情報の構成及び識別子の運用基準..... 1

第 2 部

番組配列情報における基本情報のデータ構造と定義 63

第 3 部

番組配列情報における拡張情報のデータ構造と定義 263

付 属

番組配列情報の運用方法に関するガイドライン 303

添付資料 改定履歴表

第 1 部

デジタル放送における番組配列情報の 構成及び識別子の運用基準

第1部 デジタル放送における番組配列情報の構成 及び識別子の運用基準

目 次

第1章 目 的.....	3
第2章 適用範囲.....	4
第3章 番組配列情報の構成.....	5
第4章 番組配列情報の種類.....	6
4.1 テーブルの種類	6
4.2 記述子の種類	8
4.3 INT で使用される記述子の種類.....	12
4.4 AIT で使用される記述子の種類	13
第5章 番組配列情報の伝送.....	14
5.1 テーブルを伝送する PID.....	14
5.2 テーブルの識別子および送出の基準	15
5.3 記述子の識別子	16
5.4 INT で使用される記述子の識別子	19
5.5 AIT で使用される記述子の識別子	20
第6章 番組配列情報のデータ構造	21
6.1 テーブルのデータ構造.....	21
6.2 記述子のデータ構造	31
6.3 INT で使用される記述子のデータ構造	53
第7章 識別子の運用	55